

検討項目②「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」～まちづくりの主人公は誰？～

第6回～第7回会議で検討したテーマについての各グループの意見を事務局が整理し、一覧にしたもの

主体の区分	事務局で整理した役割(案)	カテゴリ	各グループから挙げた個別意見をカテゴリ別に整理したもの	各グループ区分	班
市民	市民は、まちづくりの主体です。	まちづくりの主体	◎まちづくりの主役であることを自覚する	市民(個人)	1班
			市民の意識改革	市民(個人)	3班
			まちづくりの主体であることを認識して活動する	市民(個人)	4班
			(年齢層に応じた役割:成人)まちづくりの中心となる	市民(個人)	4班
	市民は、自らができることを考え、主体的に行動します。	主体的に行動	地区の特性を活かした意見を機会を見て発言する	市民(個人)	1班
			積極的に意見を言うこと	市民(個人)	2班
			必要な情報を得て自分から行動する	市民(個人)	3班
			◎関心をもって見る、聞く、発言する	市民	5班
			はっきりと(積極的に)発言する	市民	5班
	市民は、地域社会(まちづくり、地域づくり)に関心を持ちます。	関心を持つ	地域に関心を持つ	市民(個人)	1班
			自分たちの住むまちへの興味、関心を持つ	市民(個人)	1班
			地域(市全体)において何が起きているのか関心を持つ	市民(個人)	1班
			◎まちづくりに関心を持つ	市民(個人)	2班
			地域やまちづくりに関心を持つ	市民(個人)	4班
			(年齢層に応じた役割:子ども)まちづくりに関心を持つ	市民(個人)	4班
			地域について関心を持ち、地域の現状を理解する	市民(個人)	4班
	市政運営に関心を持つこと	市民	5班		
	市民は、積極的にまちづくり(市政運営、地域活動、市民活動)に参画するように努めます。	市民参画	地域行事に参加する	市民(個人)	1班
			◎行事へ積極的に参加	市民(個人)	2班
			地域の行事への参加	市民(個人)	2班
会議及び集会に参加する事			市民(個人)	2班	
各行事に参加できない場合などは資料等確認すること			市民(個人)	2班	
イベントへの参加			市民(個人)	3班	
まちづくりへの参加			市民(個人)	3班	
市の運営・活動に積極的に参加する			市民(個人)	3班	
地域活動に参加			市民(個人)	4班	
◎市民活動への参画			市民(個人)	4班	
適切な行政評価を行う	市民	5班			
行政を監視する	市民	5班			
市民は、個人の権利を守ります。	権利を守る	市民(個人)の権利を守り、責務(役割)を果たす	市民(個人)	2班	
		◎ルール、モラルを守る事	市民(個人)	2班	
		規則の遵守	市民(個人)	2班	
		決められたルール、マナーを守る	市民(個人)	2班	
		規則正しい生活	市民(個人)	2班	
		交通ルールを守る事	市民(個人)	2班	
		外に出たらゴミを捨てないこと	市民(個人)	2班	
		信号を守ること	市民(個人)	2班	
		受益者負担をする	市民	5班	
		基本:協働・参加の担い手となる	市民(個人)	3班	
市民は、協働の担い手です。	協働				
市民は、お互いを尊重します。	個人の尊重	個人一人ひとりの意見の尊重と協調	市民(個人)	1班	
		周辺の人を尊重する責務	市民(個人)	3班	
		自立性の尊重	市民(個人)	3班	
		個々を尊重して共同体の心を持つ必要がある	市民(個人)	3班	
市民は、お互いに助け合い、支え合います。	助け合い	助け合いの精神を持つ	市民(個人)	1班	
		助け合いの精神を持つ	市民(個人)	3班	
市民は、地域コミュニティを守り育てます。	地域コミュニティ	地域コミュニティを守り育てる	市民(個人)	2班	
		小地域(自治会)に積極的に関わる	市民(個人)	3班	
		◎コミュニティの意見交換	市民(個人)	4班	
地域コミュニティの活性化を行う	市民(個人)	4班			
市民は、地域環境を守ります。	環境	◎犯罪を見逃さず、犯罪を犯す環境を作り出さない	市民(個人)	2班	
		◎防災に努める	市民(個人)	2班	
		◎環境を汚さない生活をする	市民(個人)	2班	
		環境を守る	市民(個人)	4班	
		環境を守る	市民	5班	
市民は、市民参画に当たって、自らの発言と行動に責任を持ちます。	個人の責任	発言と行動に責任を持つ	市民(個人)	3班	
市民は、目標(まちづくりやひとづくりの理念)をそれぞれが共有します。	理念	活気のあるまちづくりをする	市民(個人)	2班	
		社会に貢献できる人間に育てる	市民(個人)	2班	
市民は、人と人のつながりを大切に、広く交流を深めます。	市民同士のつながり	◎住民同士のつながりを大切にする	市民(個人)	2班	
		コミュニケーションを図る	市民(個人)	2班	
		(年齢層に応じた役割:お年寄り)燕市に住むことを楽しむ	市民(個人)	4班	
家族の絆を大切にする	市民	5班			

主体の区分	事務局で整理した役割(案)	カテゴリ	各グループから挙げた個別意見をカテゴリ別に整理したもの	各グループ区分	班	
地域コミュニティ (自治会、まち協 等地域団体に 共通する役割)	安全・安心な住み良い地域環境を整 備します。	地域環境の整備	地域防災組織を早期結成。弱者にやさしい環境整備を	地域の団体	1班	
			◎安心安全な地域づくり ◎地域の環境整備(環境美化、防犯) ◎地域の安全・安心づくり、住み良い環境づくり ◎安全安心な地域づくり(防災・防犯)	地域活動団体	2班	
	地域の特色を生かした様々な活動を行 う場としての役割を担います。	地域特性	地域の特性を活かした活動	地域の団体	1班	
			地域特性を活かした活動の推進 新しい事も恐れず試してみる 地域特性を活かした地域づくり 地域文化の伝承	地域活動団体 地域活動団体 自治会 地域団体	2班 2班 3班 5班	
	参加を通して交流を図り、市民同士 の連帯感を醸成します。	参加	子どもからお年寄りまでが楽しく参加できるイベントの考案	地域の団体	1班	
			地域の人が多数参加できるような行事を考える 積極的な参加意識を持つこと	地域活動団体 地域活動団体	2班 2班	
		交流	◎住民同士の交流の場をつくる 地域のコミュニケーションづくり 会報等を作り、地域間の交流を図る ◎住民同士の理解を深め合うための場の提供 ◎住民同士の交流の場をつくる	地域の団体 地域活動団体 地域活動団体 自治会 自治会とまち協(共通)	1班 2班 2班 3班 4班	
	地域における協働を推進します。	連携と協力	住民同士の連帯感を醸成すること	地域活動団体	2班	
			◎地域住民の連帯感をつくる	自治会とまち協(共通)	4班	
	地域の人材を育成します。	人材育成	団体の目的に応じた活動方針、また活動するにおいて必要な他団体との連携を図る	地域の団体	1班	
地域における協働の推進 国及び地方公共団体との協力			地域活動団体 地域活動団体	2班 2班		
自治会	地域の意見を集約し、市政に反映す る役割を担います。	地域住民の意見の集約	地域の人材を育てること	地域の団体	1班	
			地域の人材を育成する	地域団体	5班	
			地域住民の意見をまとめる	地域の団体	1班	
			町内会の現状、困っていること、問題点に関心を持つ	地域の団体	1班	
			◎地元要望の集約 ◎地域住民の意見を集約	地域活動団体 地域活動団体	2班 2班	
			広い意見を求める	地域活動団体	2班	
			意見を忌憚なく出し合う	地域活動団体	2班	
			市の運営・活動の窓口となる	自治会	3班	
			意見集約の場	自治会	3班	
			地域意見の集約・発信	自治会	3班	
意見集約・活動に積極的に参加する役割	自治会	3班				
地域の状況を把握する	自治会	3班				
◎自治会が住民ニーズを知る	市民(自治会(地域団体))	4班				
個人の意見をまとめる	地域団体	5班				
地域意見を行政に反映	地域課題の調整及び解決	各組織の意見・要望を伝える	地域の団体	1班		
		団体活動がスムーズに出来るよう協力すると共に行政にも要望する ◎行政に地域の声を伝える	地域の団体 地域団体	1班 5班		
地域の課題を把握し、お互いに協力 し合って解決します。	地域課題の調整及び解決	◎地域住民と連携・協力・情報伝達する	地域の団体	1班		
		地域の問題が起きたときの調整	地域活動団体	2班		
		各個別に出された意見・陳情等の発表	地域活動団体	2班		
		反対の意見も宝だと思っって今後に生かす	地域活動団体	2班		
		個人の意見も深く受け止める	地域活動団体	2班		
高齢者見守り活動(グループ共同活動)	市民(自治会(地域団体))	4班				
地域の問題に対する調整と解決に向けた活動を行う	自治会	3班				
情報の交換や伝達を行い、地域に 開かれた活動を行います。	情報	◎情報交換や伝達	地域活動団体	2班		
		住んでいるまちの変化をお知らせしてください 情報交換や意見交換 住民相互の情報伝達	地域活動団体 自治会 自治会	2班 3班 3班		
	地域に開かれた運営	信頼、公平性、効率性の確保	地域活動団体	2班		
		定期的な会合を持って意識の向上を図る 開かれた自治会運営を行う(情報伝達)	地域活動団体 自治会	2班 3班		
地域の重要な基盤としての役割を担 います。	地域運営の基本	各地域の行政の運営(自治会長)	地域活動団体	2班		
		規則も柔軟に対応する	地域活動団体	2班		
		協力的な意見を(行政をあまり頼らないような)	地域活動団体	2班		
		個人の精神的安定を考慮する	地域活動団体	2班		
		よりよい社会の実現の為の努力を惜しまない	地域活動団体	2班		
		できるだけ都合をつけ役員等になる	地域活動団体	2班		
		多少、競争意識を取り入れて向上を図る	地域活動団体	2班		
		都合の良い方と悪い方との考慮を考えてほしい	地域活動団体	2班		
		小地域の運営と活動を司る	自治会	3班		
		地域の最低限のルール	市民(自治会(地域団体))	4班		
効率的な自治を行える仕組みを考える	地域団体	5班				
団体法律を守る	地域団体	5班				
まちづくり協議会	広範のまちづくり	◎広い地域のまちづくりの提案	まち協	3班		
		自治会の枠を超えた活動	まち協	3班		
		まち協だからやれる活動事業を提案	まち協	3班		
		まち協組織体では多くの活動者がいます。この人たちを総合的に活用	まち協	3班		
		自治会が単独では対応しきれない課題への取り組み	まち協	3班		
		地域内の各団体と自治会との間を取り持つ	まち協	3班		
		まちづくりに関する総合的な協議、連絡、意見調整の場	市民(まち協)	4班		
		自治会など単独で対応しきれない広範な課題への対応	市民(まち協)	4班		
		自治会と協働(対等な立場で連携・ 協力)しながら、地域の公共的課題 の解決に取り組みます。	自治会との協働	自治会との連携と協働	まち協	3班
				◎自治会との連携協力	自治会とまち協(共通)	4班
公共的課題の解決 子ども会、老人会等地域団体との連携協力 地域の自主的な取り組みを連携して行う	市民(まち協) 市民(まち協)			4班 4班		
様々な活動を通じてコミュニティ意識 の醸成を図ります。	コミュニティ意識の醸成	コミュニティ意識の醸成	市民(まち協)	4班		
◎コミュニティ施設の整備・管理	市民(まち協)	4班				
まちづくりの目的を共有します。	方針の共有化	◎まちづくり協議会の活動で方針の共有化	市民(まち協)	4班		
地域の特色を生かした様々な活動を行 う場としての役割を担います。	地域特性	◎地域課題の解決と地域特性を活かしたまちづくり	市民(まち協)	4班		

主体の区分	事務局で整理した役割(案)	カテゴリ	各グループから挙げた個別意見をカテゴリ別に整理したもの	各グループ区分	班
市民活動団体	【市民】 市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、協力します。	活動への参加、理解	◎一人ひとりが何らかのかかわりを持つ	市民活動団体	2班
			自分に出来る事をする	市民活動団体	2班
			◎幅広く人材を集める	市民活動団体	2班
			住民同士の理解を深める場の提供	市民活動団体	3班
	自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。	知識、専門性	特定のテーマを持って専門的に活動する	NPO	1班
			地域ごとの団体では活動しにくい専門的な事を行う	NPO	1班
			◎専門知識を活かした活動を行う	市民活動団体	2班
	市民活動のもつ特性(専門性、柔軟性、多様性等)を生かした活動を行います	市民活動の特性	行政でカバーしにくい所を協力して活動する	NPO	1班
			公平性や効率性にとられない活動を行う	市民活動団体	2班
			行政のまかなえない部分は個人、地域が協力して行う(福祉)	市民活動団体	2班
			行政の手が届かないところ及び市民活動の受け皿となる	市民活動団体	3班
			主たる目的から外れることなく自主性を重んじた活動を行う	市民活動団体	3班
			◎保護者と障害者の交流会(お互いのメリット)	市民(市民活動団体)	4班
	市民活動の充実を図ります。	活動の充実	事故防止を促す	NPO	1班
市の安全安心が継続できるように努める			NPO	1班	
市民参画制度の手続き			市民活動団体	2班	
良いことがあったときは共有して喜び合う			市民活動団体	2班	
多少デメリットがあっても他所の人が楽になると思い寛容になる			市民活動団体	2班	
みな兄弟だと思って仲間意識を持つ			市民活動団体	2班	
積極的な参加を			市民活動団体	2班	
寄付金を募る			市民活動団体	2班	
孤独な人を作らない			市民活動団体	2班	
参加者を平等な立場で運営・活動し、交流する			市民活動団体	3班	
人づくりを推進します。	ひとづくり	◎ひとづくり、まちづくりの推進	市民(市民活動団体)	4班	
		◎ひとづくり、まちづくりの推進	市民(市民活動団体)	4班	
活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。	情報	大勢の参加者が出来るような内容を広報する	NPO	1班	
		活動に関する情報発信や提供	市民活動団体	2班	
		情報の共有、公開、説明責任	市民活動団体	2班	
		耳だけでなく目などの情報保障もあると思うので活発に活動する	市民活動団体	2班	
		講演などの場面で情報保障をすること	市民活動団体	2班	
		いいと思った情報は互いに交換し合う	市民活動団体	2班	
		各団体の目的に合ったPR活動	市民活動団体	3班	
様々な主体との協働を推進します。	協働	他団体との連携、協働	市民活動団体	2班	
		◎保護者と障害者の交流会(お互いのメリット)	市民(市民活動団体)	4班	
活動を通して地域社会に貢献します。	社会貢献	社会貢献の場の提供主体	市民活動団体	2班	
		社会貢献	市民団体	5班	
		◎保護者と障害者の交流会(お互いのメリット)	市民(市民活動団体)	4班	
事業者等	地域経済の活性化に努めます。	産業の活性化	活性化するように工夫する	産業	1班
			◎雇用の場	産業関係(事業所)	2班
			経営に責任を持ち市民の生活に努めること	産業関係(事業所)	2班
			市の経済活動を支える	産業	3班
			◎地場産業の活性化	産業(経営者)	4班
			地域産業の活性化	産業(経営者)	4班
			産業の活性を推進	産業(経営者)	4班
			◎農業の活性化	産業(経営者)	4班
			◎雇用の場	産業関係(事業所)	2班
			◎地場産業の活性化	産業(経営者)	4班
	公共的な活動に協力し、地域社会に貢献します。	社会貢献	市の発展に貢献する	産業	1班
			住みたくなるまちづくりへの貢献	産業	1班
			社会貢献	産業	1班
			◎利益の追求のみではなく地域や社会に貢献する	産業関係(事業所)	2班
			◎世の中の役に立つような会社経営をする	産業関係(事業所)	2班
			環境に配慮した運営をしていく	産業関係(事業所)	2班
			お金のある所は寄附を	産業関係(事業所)	2班
			事業所の地域貢献	産業(経営者)	4班
			企業グループのボランティア活動(企業コンプライアンス)	産業(作業員)	4班
			事業者法律を守る	事業者	5班
	自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。	知識、専門性	地域に貢献する事業を行う	事業者	5班
			災害時の支援	事業者	5班
			◎地域活動への協力	産業関係(事業所)	2班
			行事等積極的に参加できるように協力する	産業関係(事業所)	2班
			実際に住んでいる自分の地域と合わせ燕市の活動への協力を行う	産業	3班
			従業員の帰属意識を高める活動	産業(経営者)	4班
			◎雇用の場	産業関係(事業所)	2班
活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。	情報	健康維持・増進の情報発信	医療機関	1班	
		健康づくりの啓発に努める	医療機関	1班	
		自ら持つ知識や専門知識を活かす	産業関係(事業所)	2班	
		個人の精神的身体的健康を考える	産業関係(事業所)	2班	
技術を継承し、人材を育成します。	技術の向上	健康維持・増進の情報発信	医療機関	1班	
		経営者間の情報交換会	産業(経営者)	4班	
様々な主体との協働を推進します。	協働	工夫と技術の向上をはかる	産業	1班	
		芸術文化の発展と向上	産業	1班	
		観光客に来てもらえる趣向を凝らす	産業	1班	
		技術の向上	産業関係(事業所)	2班	
		◎大学の研究所との協力体制を作る(行政含む)	産業(経営者)	4班	
	人材育成	長所を活かした若手とベテランの融合した地域の特色を出した活性化	産業	1班	
		まちづくりの人材育成	産業	1班	
		◎人材育成	産業関係(事業所)	2班	
		笑顔で挨拶「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」を言う	産業関係(事業所)	2班	
		◎産業団体は、事業者の指導、育成	産業団体	5班	
活動を通して地域社会に貢献します。	社会貢献	◎人材育成	事業者	5班	
		◎雇用の場	産業関係(事業所)	2班	
		◎利益の追求のみではなく地域や社会に貢献する	産業関係(事業所)	2班	
		◎世の中の役に立つような会社経営をする	産業関係(事業所)	2班	
		◎雇用の場	産業関係(事業所)	2班	
活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。	情報	◎雇用の場	産業関係(事業所)	2班	
		◎利益の追求のみではなく地域や社会に貢献する	産業関係(事業所)	2班	
		◎世の中の役に立つような会社経営をする	産業関係(事業所)	2班	
技術を継承し、人材を育成します。	技術の向上	◎雇用の場	産業関係(事業所)	2班	
		◎利益の追求のみではなく地域や社会に貢献する	産業関係(事業所)	2班	
		◎世の中の役に立つような会社経営をする	産業関係(事業所)	2班	
様々な主体との協働を推進します。	協働	◎雇用の場	産業関係(事業所)	2班	
		◎利益の追求のみではなく地域や社会に貢献する	産業関係(事業所)	2班	
		◎世の中の役に立つような会社経営をする	産業関係(事業所)	2班	

主体の区分	事務局で整理した役割(案)	カテゴリ	各グループから挙げた個別意見をカテゴリ別に整理したもの	各グループ区分	班
学校等	まちづくりを支える人材を育成し、未来の燕市を担う子どもを育てます。	人材育成	これからのまちづくりを支えていく人材づくり	教育機関	1班
			健全な人材を育成する	教育機関	1班
			◎健全でやさしい心を持った子供の育成	教育機関	1班
			子供(児童生徒)の目的(必要)に応じた弾力(臨機応変含む)的な教育方針	教育機関	1班
			平等に活動させ交流することにより色々な場面に対応できる大人になれるようにする	教育	3班
			教育立市を踏まえ、未来の燕市を担う子供を育てる	学校(教育)(職員)	4班
	燕市教育立市宣言に基づき、教育の振興に努めます。	教育	知識の提供を行う	教育機関	1班
			教育を出来る限りわかりやすく広める	教育機関	1班
			燕市の将来を支える子供たちを教育と集団生活という形で育てる場	教育	3班
	様々なまちづくりの主体と協働し、学校を核とした活動を進めます	保護者との連携	生徒と保護者のコミュニケーション(情報交換)	教育機関	1班
			保護者同士のコミュニケーション(情報交換)	教育機関	1班
			親と子のコミュニティ強化	学校(教育)(生徒)	4班
地域との連携		◎家庭教育の向上	学校(教育)(生徒)	4班	
		◎保護者と連携して子供を育てる	学校(教育)(職員)	4班	
		学童の安全を守る	教育機関	1班	
市議会	市の意思決定機関として役割を果たします。	重要事項の決定	◎条例制定	議会	1班
			早期まちづくり基本条例の制定を望む	議会	1班
			分かりやすい言葉で条例を作成してほしい	議会	1班
			基本:市の重要事項を審議し、決定する	市議会	3班
	市政を監視する機関としての役割を果たします。	行政の監視	◎行政の監視評価	官庁(議会)	4班
			◎行政運営がきちんと行われているかの監視	議会	1班
			行政機能をチェック	議会	2班
	政策立案・政策提言を積極的に行います。	政策立案・政策提言	行政機能をチェック	官庁(議会)	4班
			行政を監視する	議会	5班
	議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営を行います。	情報	重要:政策立案・政策提言を積極的に行う	市議会	3班
			情報公開に努める	議会	1班
			◎市民に開かれた議会運営を行う	議会	2班
土・日曜日の議会を見たい			議会	2班	
わかりやすい情報公開			議会	2班	
活動の状態が分からないので定期的な意見交換が必要			議会	2班	
政策について市民に説明する			市議会	3班	
情報の公開			議会と行政(共通)	4班	
◎情報公開			議会と行政(共通)	4班	
◎開かれた議会			官庁(議会)	4班	
市民の意思を代表し、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。	市民意見の反映	議会と市民との直接対話の場を持つ	議会	5班	
		◎市民の代表として意見を反映させる	議会	1班	
		調査・研究を行う	官庁(議会)	4班	
		市民の意見を代表する	官庁(議会)	4班	
		市民の目線に合った議員活動	官庁(議会)	4班	
		◎民意に基づく運営を行う	議会	5班	
		適正な実行力、リーダーシップ	議会	5班	
		効率的な議会運営を行う	議会	1班	
		◎市民と行政の橋渡し	議会	2班	
		◎市の発展と行政と共に市民の幸せに努める	議会	2班	
		その人が役職についたこと1つでも市の為になる	議会	2班	
		地域割の選出(偏らない地域で)	議会	2班	
		市民と行政の橋渡しになる	市議会	3班	
		市民と行政の懸け橋としての役割	官庁(議会)	4班	
市民と行政の橋渡しをする	議会	5班			
議会と行政は密接なつながりを持つ	議会	5班			
市民と行政の橋渡し	議会	5班			
市民に平等性を与える	議会	5班			
議会と行政は市民に対し共同責任を持つ	議会	5班			
市	政策等の立案、決定、実施、評価の各過程において、その経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明します。	説明責任	市民への説明責任を果たす	行政	1班
			説明責任を果たし、分かりやすく説明する	行政	2班
			クレームは謙虚に受け止める	行政	2班
	市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に回答します。	応答責任	説明する責任と回答する責任	行政	3班
	総合計画を策定し、計画的な行政運営を行います。	行政運営	◎計画的な行政運営	行政	2班
	効率的かつ効果的な政策を実施するとともに、健全な財政運営を行います。	財政運営	市民に開かれた運営、計画的な運営に努める	行政	2班
			効率的な行政を行う	行政	1班
			財政の健全な運営に責任と誇りを持てる市政運営	行政	2班
	市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を実施し、評価結果を政策等に速やかに反映します。	行政評価	効果的で効率的な質の高い事業を行う	行政	2班
			◎市民と双方向で情報交換をし、効率的な行政運営を行う	官庁(行政)	4班
			事業の評価、フィードバックを行う	行政	1班
	前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行政改革に取り組みます。	行政改革	公開と評価	行政	3班
			より良い条例にするため再検討する	行政	5班
			通り一遍の対応ではなく、柔軟な対応をする	行政	2班
	市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスを提供します。	行政サービス	前例にとらわれずチャレンジする	官庁(行政)	4班
市民サービスを行う			行政	1班	
公正な市政運営を行います。	公正(=公平)	様々な行政サービスを行う	行政	1班	
		◎公正な行政を行う	行政	1班	
		◎公平、公正な行政運営、行政サービスを行う	行政	2班	
市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行います。	組織運営	不公平感をなくす	行政	2班	
		分かり易い窓口(組織)にし、誰でも使い易い市役所にする	行政	1班	
		介護、老人、健康に関する(国の方針)窓口と地域全体の活用	行政	1班	
執行機関が相互に連携し、協力しながら行政機能を発揮します。	内部の連携	職員同士の連携	行政	1班	
		縦割りではなく横の連携を強めるべき	官庁(行政)	4班	
お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進します。	協働の推進	◎市民との協働によりまちづくりを行っていく	行政	2班	
		市民と協働でまちづくりを行う	行政	2班	
		◎市民との協力・連携を強める	官庁(行政)	4班	

主体の区分	事務局で整理した役割(案)	カテゴリ	各グループから挙げた個別意見をカテゴリ別に整理したもの	各グループ区分	班	
市	各主体が協働のまちづくりの理念や目的を共有できるよう必要な環境づくりを行います。	理念・目的の共有	目標・課題の共有	行政	3班	
	協働のまちづくりを推進するための仕組みや活動拠点の整備等必要な環境づくりを行います。	仕組み・環境づくり	主体同士のネットワークや交流の場づくり 仕組みをつくる	行政 行政	2班 5班	
	多様な主体が共に活動できるよう適切な支援を行います。	支援	◎まち協への支援 財政的、人的支援を行う 各団体への各種支援 企業活性化の支援(県内外へ) 財政的・人的支援を行う	官庁(行政) 行政 行政 官庁(行政) 行政	4班 1班 3班 4班 5班	
	まちづくりを支える人材を育成するための機会を提供します。	人材育成	まちの将来を担う人材を育成すること 人材育成を推進する	行政 行政	1班 5班	
	市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画の機会を確保し、市民参画を積極的に推進します。	市民参画の推進	◎参画の場、発言の場を設ける	行政	5班	
	実効性のある市民参画の仕組みを構築し、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じます。	市民参画制度 市民意見の反映	まちづくりに参加しやすくする制度を整える 民意をくみ取る ◎住民の意見・要望を最大限反映し、市政を行っていく 市民生活の起案	行政 行政 行政 官庁(行政)	1班 1班 2班 4班	
	まちづくりに関する情報を提供することにより、情報の共有を行います。	情報共有	行政の情報を配信する 情報を提供・公開する 全市民に理解してもらうため、その方法を立案し進める	行政 行政 行政	3班 5班 5班	
	まちづくりに関する情報を適切な時期及び方法により積極的に公開します。	情報公開	情報公開に努める 情報の公開 ◎情報公開 ◎情報公開	行政 議会と行政(共通) 議会と行政(共通) 行政	1班 4班 4班 5班	
	市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、必要な措置を講じます。	市民の権利を守る	◎災害時の避難誘導、復旧活動 当然:市民の生命、財産、権利を守る	行政 行政	1班 3班	
	市の職員	職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。	全体の奉仕者	市民全体のために働く者として公正誠実に職務を行う 全体の奉仕者であることを認識する	行政 行政	2班 5班
			誠実	思いやりを持った行動をする	行政	3班
			法令遵守	◎法を守る 市民の日常の規範・手本	行政 行政	5班 5班
		職員は、市民の視点に立ち、市民との信頼関係を向上します。	市民の視点に立つ	予算等現場の声を聞く	えびす顔でにこにこ お役人様は神様です 市民の視点立って物事を行う	行政 行政 行政
◎市民の視点に立った行政サービス				官庁(行政)	4班	
信頼関係				市職員は行政と市民をつなぐ 市民との連携・信頼関係をつくる	行政 行政	1班 3班
職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加します。			まちづくりへの参加	積極的に地域にとけ込む(指導、進行の役を) 地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加する 願:地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加する 積極的に地域活動に参加し、地域づくりに努める	行政 行政 行政 官庁(行政)	2班 2班 3班 4班
職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発や自己啓発を行います。		職員研修	能力向上に努める	行政	5班	
国、県の機関等		【市】市は、国、県、他の地方公共団体と対等な立場で互いに連携し、協力して行政課題の解決に取り組みます。	国、県、他自治体と連携	国、県、他自治体と連携する	行政	1班
				国・県・他自治体と連携する	行政	5班
全ての主体	まちづくりの目的や理念を共有します。	目的や理念の共有	◎燕市の基本理念・教育立市の共有化(心豊かな人づくり) 思いやりを持ち行動に移す 次世代に引継いでいくよう努める	共通 共通	4班 4班	
			お互いに情報を交換する	各主体に共通すること	5班	
	市民と市が相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有します。	情報の共有	お互いに情報を交換する	各主体に共通すること	5班	
	市民参画の機会を平等に保障します。	市民参画	市民参画をする場合、燕市全体の利益を考慮する 各主体は各条例検討会にできるだけ多くの人を参加する 基本条例に関心を持ちお互いに話し合い実行する	各主体に共通すること 各主体に共通すること 各主体に共通すること	5班 5班 5班	
市民と市が協働して公共的課題の解決に当たります。	協働	お互いに支え合い連携する 和を尊ぶ 災害時の連携 燕市防災基準を守る	各主体に共通すること	5班		
			各主体に共通すること	5班		
			各主体に共通すること	5班		

検討項目②「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」～まちづくりの主人公は誰？～
各主体の区分についての定義と考え方（各グループの意見を事務局が整理したもの）

事務局で整理した主体	事務局で整理した主体の定義(案)	検討課題	主な意見の整理	意見数
市民	・市内に住み、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。	・市民の範囲について、どのように定めるべきか ・団体も含めるべきかなど	市民・個人一人ひとり	35
			子ども	9
			市内在住者	7
			市内に通勤、通学、活動する人	6
			市に関係する人	5
地域コミュニティ	・(地域コミュニティ)地域における多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、当該地域にかかわりながら活動をする団体をいいます。 ・(自治会)市民により自主的に組織し、地域コミュニティを形成する最も基礎的な団体をいいます。 ・(まち協)地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の単位で実現するための組織をいいます。	・自治会とまち協の役割を別々に規定するべきか	自治会	20
			まちづくり協議会	12
			地域活動団体	6
市民活動団体	・市民活動(市民が自主的に行う公共的かつ公益的な活動で、営利を目的としないもの)を組織的かつ継続的に行う団体をいいます。	・規定するべきか(他の主体も同様)	NPO	8
			福祉団体	7
			高齢者団体	6
			女性団体	5
			ボランティア団体	4
			各種サークル	4
			防犯等団体	3
			芸能文化団体	2
			社会体育団体	1
			その他の市民活動団体	5
事業者等	・市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を営む団体をいいます。	・規定するべきか(他の主体も同様)	産業団体	19
			事業者・企業	16
			医療福祉関係	5
			観光団体	1
学校等	・市内の学校その他の教育関係機関及び教育関係団体をいいます。	・規定するべきか(他の主体も同様)	学校	7
			PTA	5
			その他の教育関係団体	4
市議会	・市の議会をいいます。	・市議会について規定するべきか ・市議会と市議会の議員を分けて規定するべきか	市議会	10
			市議会の議員	2
市	・市長その他の執行機関等をいいます。	・市と市の職員を分けて規定するべきか	市役所	7
			市長	6
			教育委員会	5
			市の職員	5
			市の機関	2
国、県の機関	—	・規定するべきか(他の主体も同様)	国、県の機関	8